愛媛県部活動地域展開に係る地域クラブ活動指導者等研修動画作成委託業務仕様書

1　事業名

愛媛県部活動地域展開に係る地域クラブ活動指導者等研修動画作成委託業務

2　業務の目的

本業務は、愛媛県における公立中学校部活動地域展開を中心とした部活動改革において、認定地域クラブ活動等に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動等で指導を行う際に求められる資質・能力の向上に資する研修動画を作成し、日常的・継続的に学び続けられる研修環境を整備することを目的とする。

3　履行期間

契約締結の日から令和９年２月 28 日まで

4　委託上限額

6,440,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5　委託業務内容

本件業務は、上記２に記載する業務の目的を踏まえた企画提案に基づき、研修動画および理解度確認テストを作成する。

⑴　共通事項

① 受託者が保有する既存素材やコンテンツ等は流用可能とするが、作成した成果物は流用しないこと。

② 運動系・文化系指導者が共に受講することを踏まえ、内容に偏りのないよう配慮すること。

③ 県が作成したことが分かるようにすること。

④ 県の求めがあれば修正に応じること。

⑵　研修動画の作成について

『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和７年 12 月文部科学省）別冊資料①別紙２「認定地域クラブ活動指導者」登録制度』に記載のある「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」表に示される「研修メニュー例」に沿った内容（以下に内容を記載）の動画を 13 本制作すること。その際、同表「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例」に示されるそれぞれの資質・能力が効果的に向上する動画となるようにすること。

動画①　部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）

動画②　生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止

動画③　生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止

動画④　生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止(適切な集団づくりなど)

動画⑤　中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等

動画⑥　生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニン

グの実施等）

動画⑦　生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導

動画⑧　女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮

動画⑨　生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導

動画⑩　事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）

動画⑪　事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）

動画⑫　保護者との連絡調整等

動画⑬　生徒が在籍する中学校等との連携

【留意点】

① パワーポイント資料およびナレーションベースの動画とすること。

② １講座あたり７～８分程度の動画とすること。

③ 愛媛県の地域クラブ活動指導者等に求められる資質・能力の向上に向けて効果的な動画構成等の方策があれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。）

⑶　理解度確認テストの作成について

⑵の 13 本の研修動画に対応する理解度確認テストを、それぞれ５問程度作成すること。その際、各研修動画の視聴を通して、対応する資質・能力が向上したことが確認できる内容・形式となるようにすること。なお、各問題にそれぞれ正誤解説を付すこと。

6　留意事項

⑴　業務実施、進捗状況の報告等

・受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、その他関係法令・条例等を遵守すること。

・受託者は、進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成して県と共有するとともに、業務従事者以外に知られることないよう十分な対策を取ること。

⑵　実施体制

・業務の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な体制を確実に整備すること。

・本業務における連絡窓口は一本化すること。

・受託者は、本業務を的確かつ円滑に遂行できるよう、経費配分や要員配置などのリソースを調整すること。

⑶　著作権の取扱い

・本仕様に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は本県の所有とする。

・本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD 、印刷物、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。

・成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。

・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
・委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
・成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

⑷　機密保持について

・受託者は、次の掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要が生じた場合は、事前に県と協議の上、承認を得ること。契約終了後も同様とする。
　ア．契約期間中に県が提示した一切の情報（公知の情報等を除く。）
　イ．履行過程で知り得た一切の情報
　ウ．納入成果物等に関する一切の情報
・受託者は、本業務の遂行の過程において県から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、複製しないこと。また、業務遂行上必要が無くなり次第、速やかに返却すること。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

⑸　業務の再委託について

・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事前に再委託範囲及び再委託先等を県に提示し、県から承諾を得た場合はこの限りではない。
・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
・再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先にも別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

7　その他

・本業務に係る一切の経費（コンサルティング、調査・報告、交通費、宿泊費、各種データ費等）

は、全て委託金額に含むこと。
・契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了の年度の翌年度から起算して５年間保管すること。
・県は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

8　成果物

⑴　提出物

①　業務概要説明書

・業務目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載したもの。
※別途委託契約書に定める「業務計画書」に添付

②　研修動画

・動画ファイル形式（mp4）
・パワーポイント資料
・ナレーション台本

③　理解度確認テスト

④　上記②③のデータをコピーしたメディア（ＤＶＤ等）３枚

⑵　提出期限

令和９年２月 28 日までに納品すること。

⑶　提出先

〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
愛媛県教育委員会事務局管理部保健体育課（愛媛県庁第一別館 11 階）
TEL　089-912-2944
E-mail　hokentaiiku@pref.ehime.lg.jp

9　疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。

また、後日、その合意内容に疑義が生じないよう、受託者は議事録を作成し、速やかに県の承認を得ること。

なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。